

平成30年度 国民健康保険税額が決定しました

問合せ先 戸籍保険課
☎95-11116

保険税額

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳から64歳までの方)
所得割	(前年の所得-33万円) × 4.35%	(前年の所得-33万円) × 1.75%	(前年の所得-33万円) × 1.6%
資産割	課税年度の 固定資産税額 × 10.0%	—	—
均等割	被保険者数 × 2万6,700円	被保険者数 × 9,300円	被保険者数 × 1万1,100円
平等割	1世帯あたり2万100円 ※1	1世帯あたり7,200円 ※2	1世帯あたり5,700円
最高限度額	58万円	19万円	16万円

※1 特定世帯は1万50円、特定継続世帯は1万5,075円になります。

※2 特定世帯は3,600円、特定継続世帯は5,400円になります。

特定世帯・特定継続世帯とは

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療保険に移ったことにより、その世帯で国民健康保険に残る人が1人だけになる世帯のうち、5年を経過するまでの世帯を特定世帯といい、6年から8年を経過するまでの世帯を特定継続世帯といいます。

税額は、『医療給付費分(医療分)と後期高齢者支援金分(支援分)と介護納付金分(介護分)で成り立っており、医療分は所得割、資産割、均等割および平等割の合算額、支援分および介護分は資産割を除いた合算額で算出されます。

国民健康保険税額決定通知書は、6月中旬に発送を予定しています。届きましたら内容を確認ください。

保険税等の特別徴収について

特別徴収とは、公的年金等からあらかじめ国民健康保険税等が徴収される制度です。次の条件をすべて満たす方は、自動的に特別徴収となります。

- ▽世帯主が国民健康保険に加入している方
- ▽国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満で構成されている世帯
- ▽世帯主が、年額18万円以上の年金を受け取っている方
- ▽国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1を超えない方

平成30年1月1日以降に転入された方へ

今年の1月1日以降に大口町に転入された加入者については、国民健康保険税の算定に必要な所得等を前住所地に照会する必要があります。6月は所得のない状態で一旦賦課計算をおこない、確認の取れた7月以降に更正します。

更正通知書については、該当の方に毎月10日前後に送付しますので、ご確認ください。

保険税は口座振替で！

国民健康保険税の納め忘れがないように、便利な口座振替をご利用ください。銀行のお届け印・通帳・保険証をお持ちいただき、役場戸籍保険課で手続きをしてください。なお一部金融機関を除き、キャッシュカードのみでも手続きができます。

減免制度

減免事由	減免額
①世帯の前年中の総所得金額が400万円以下で、今年の所得見込額が前年総所得金額の3分の2以下に減少すると認められる方	所得割額の全部から100分の20
②現に継続して6か月以上療養中の方、もしくは継続して6か月以上療養を要すると認められる方のうち、①に該当する方	所得割額および資産割額の全部から100分の20
③雇用保険法の規定により基本手当（失業・休業等）の受給資格を要する方のうち、前年中の総所得金額が400万円以下の方	受給資格を有する方について算定した税額にかかる所得割額（支給対象期間）の全部から100分の30
④世帯主またはその世帯に属する被保険者所有の住宅および家財について損害を受けた方のうち、前年中の総所得金額の合計が600万円以下で、当該損害金額（保険金等により補填される金額を除く）が3割以上の方	税額の全部または所得割額および資産割額の100分の50から100分の12.5

左の表のいずれかに該当する世帯は減免が受けられます。原則として申請日以後の納期分が対象となりますので早めに申請

してください。
 持ち物 印かん、保険証、国民健康保険税額決定通知書、減免理由が証明できる書類

※①から④のうち2つ以上に該当する場合は、減免額の大きい規定を適用します。
 ※減免事由が虚偽または不正な行為であることが明らかになった場合には、減免額の全部または一部を返還していただくことがあります。

注意! 減免制度・軽減制度は、所得が無申告の方は対象になりません。必ず申告してください。

軽減制度

	国保加入者数	加入者全員の所得合計	軽減額					
			医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
			均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
7割軽減	1人	33万円以下	1万8,690円	1万4,070円	6,510円	5,040円	7,770円	3,990円
	2人		3万7,380円		1万3,020円		1万5,540円	
	3人		5万6,070円		1万9,530円		2万3,310円	
	4人		7万4,760円		2万6,040円		3万1,080円	
5割軽減	1人	60万5,000円以下	1万3,350円	1万50円	4,650円	3,600円	5,550円	2,850円
	2人	88万円以下	2万6,700円		9,300円		1万1,100円	
	3人	115万5,000円以下	4万50円		1万3,950円		1万6,650円	
	4人	143万円以下	5万3,400円		1万8,600円		2万2,200円	
2割軽減	1人	83万円以下	5,340円	4,020円	1,860円	1,440円	2,220円	1,140円
	2人	133万円以下	1万680円		3,720円		4,440円	
	3人	183万円以下	1万6,020円		5,580円		6,660円	
	4人	233万円以下	2万1,360円		7,440円		8,880円	

世帯の所得が一定基準を下回る場合には、均等割額および平等割額に限り、保険税を軽減し

ます。対象となる世帯には自動的に適用されますので、お手続きしていただく必要はありません。

「倒産・解雇などによる離職」・「雇い止めなどによる離職」をされた方へ

倒産や解雇、雇い止めなどによる離職をされた方は、国民健康保険税が軽減対象になる場合があります。

対象者
離職日の翌日から翌年度末までの期間において、次のいずれかとして求職者給付（基本手当等）を受けける方

▽雇用保険の特定受給資格者
（倒産・解雇などによる離職）

▽雇用保険の特定理由離職者
（雇い止めなどによる離職）

※雇用保険受給資格者証の離職理由が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」に該当される方

※高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象になりません。

軽減方法

前年の給与所得を100分の30とみなして保険税を算定します。

軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。
※届出が遅れても遡って軽減を受け

ることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

申請に必要な物

印かん、保険証、国民健康保険税額決定通知書、雇用保険受給資格者証、マイナンバーがわかるもの、本人確認ができるもの

医療費一部負担金の減免

震災、風水害等で著しい損害を受けた場合、医療費一部負担金の減免を受けられる場合があります。詳しくは戸籍保険課までお問合せください。

申請および問合せ先

戸籍保険課 ☎95-11116

医療費適正受診のお願い

次の負傷は保険適用されます。

柔道整復施術

▽骨折、脱臼（医師の同意が必要）
▽打撲、捻挫、挫傷

※日常的な筋肉疲労や疲れ、慢性病の場合は保険適用できませんのでご注意ください。

次の負傷で医師の同意がある場合は保険適用されます。

はり・きゅう

▽神経痛、リウマチ、頸椎捻挫後遺症など慢性的な痛みのある病気

あん摩・マッサージ

▽筋麻痺、関節拘縮等の症状で医療上必要とされる症例

※疲労回復等を目的とする施術は保険適用できませんのでご注意ください。

お詫びと訂正

広報5月号22ページ「平成30年度から国民健康保険税の税率などが変わります」における表に誤りがございました。

表中「均等割額」は1人当たりの額となります。深くお詫びを申し上げます。訂正をさせていただきます。

税負担の緩和にもつながるよ！



ジェネリック医薬品
を使用しましょう

ジェネリック（後発）医薬品とは、安全性や効能は新薬と同等と認められている安価な医薬品です。ジェネリック医薬品を使用することで、薬代の節約ができます。

希望される方は、薬局で薬を処方される時に、ジェネリック医薬品希望カード等を提示していただくか、「ジェネリック医薬品を希望します」と薬剤師へお伝えください。
※医師の診断によりジェネリック医薬品に変更できない場合があります。



大口町 国民健康保険の現状

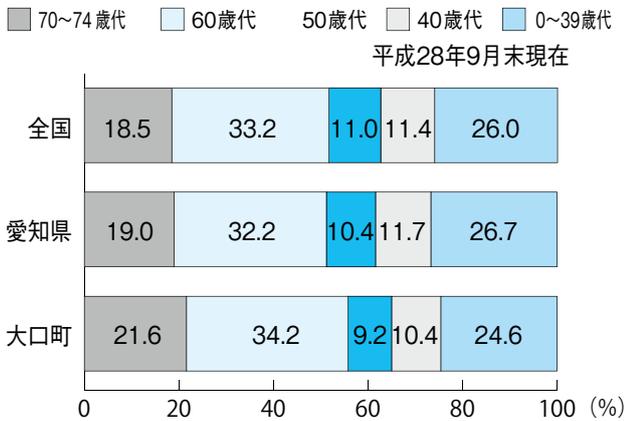


国民健康保険被保険者数の推移

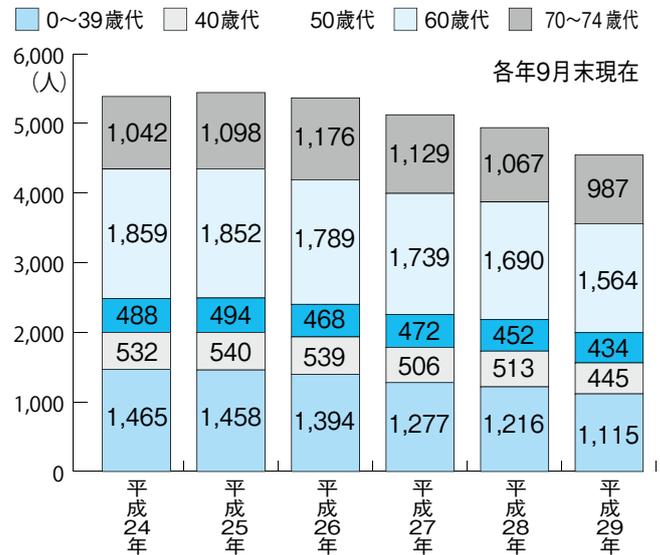
本町における国民健康保険被保険者の推移は、平成25年をピークに毎年減少しており、平成29年9月末現在、4,545人となっています。年齢別にみると、いずれの年齢区分でも減少しており、特に60歳代は大幅に減少しています。これは、定年の延長や継続雇用等により、60歳以上でも就労している人たちが増えたことや、平成28年10月からの社会保険適用範囲が拡大したこと等が要因と考えられます。

また、被保険者数の年齢区分別構成比を、愛知県、全国と比較すると、本町は60歳以上の高齢年齢層が高く、60歳未満の年齢層が低くなっています。

被保険者数の年齢区分別構成比



被保険者数の推移



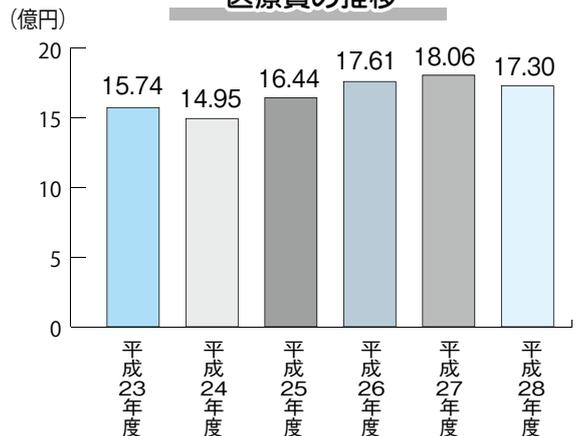
医療費の推移

平成28年度の国民健康保険被保険者の医療費は約17億3,000万円です。平成23年度からの推移をみると、平成24年度から平成27年度までは年々増加していますが、平成28年度は減少しています。

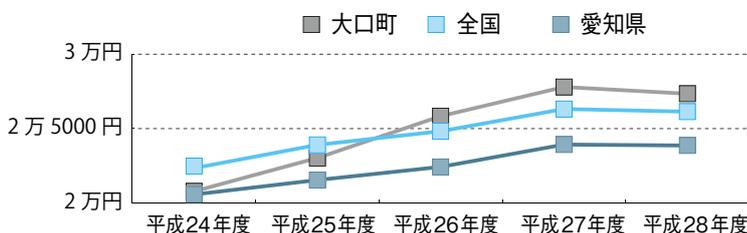
また、平成28年度の国民健康保険被保険者1人当たりの医療費は2万7,342円であり、全国を12万3,422円、愛知県を34,750円上回っています。



医療費の推移



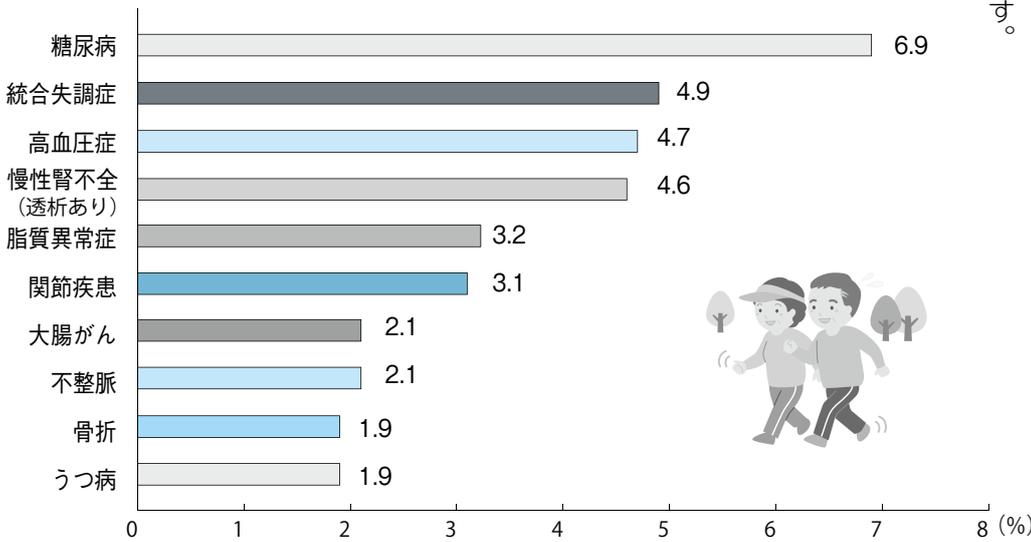
被保険者1人当たりの医療費



平成28年度の医療費における 上位10位の疾病

平成28年度の医療費における上位10位の疾病については、「糖尿病」が6.9%と最も高く、次いで、「統合失調症」「高血圧症」「慢性腎不全」が4%台後半の率となっています。

平成28年度の医療費における上位10位の疾病



これらの傾向を踏まえ、本町においては、『みんなで知って、みんなで取り組む 笑顔で健康長寿のまち おおぐち』のキャッチフレーズのもと、糖尿病等を中心とした生活習慣病の予防対策として特定健診受診勧奨の強化や生活習慣改善に向けた支援の充実、被保険者の医療費や健康課題等の見える化を図り、わかりやすい情報の提供等に力を入れ、医療費の適正化に努めていきたいと考えています。



大口町のオリジナル婚姻届ができました

お二人の新しい人生の届出に大口町のオリジナル婚姻届はいかがですか。

大口町のシンボル五条川と桜を背景にご当地キャラクター「おおぐち元気戦隊ダッシュマン」を掲載したものです。ご希望の方は、大口町戸籍保険課の窓口でお渡しします。また、大口町のホームページでもダウンロードできます。ただし印刷の際は必ずA3で印刷してください。

お二人のはじまりに、また思い出にぜひご利用ください。

※この婚姻届は、大口町はもちろん全国どの市町村でもご利用いただけます。